

令和2年の労働関係法令の改正についてお知らせします

中小企業の時間外労働の上限規制

(令和2年4月1日施行)

時間外労働の上限規制が2020年4月1日から中小企業にも適用されています。

- ・ 年720時間以内
- ・ 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1月当たり80時間

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

特定法人の電子申請義務化

(令和2年4月1日施行)

資本金、出資金1億円以上の「特定法人」は、社会保険・労働保険に関する一部の手続きを行う場合に、必ず電子申請で行うことが義務付けられました。



<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/content/contents/000439937.pdf>

雇用保険法

教育訓練給付金の改正

(令和元年10月1日施行)

教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練の中に、新たに「特定一般教育訓練」が加わりました。

対象となる教育訓練

一般教育訓練

特定一般教育訓練

専門実践教育訓練

<https://www.mhlw.go.jp/content/000571212.pdf>

非常災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等に係る許可基準の一部改正

(令和元年6月7日通知)

労働基準法第33条による非常災害の労働時間の延長の対象措置の内容については、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応や大規模なリコールへの対応なども含まれていることを解釈上、明確化されました。

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T190613K0010.pdf>

特定法人の電子申請義務化

(令和2年4月1日施行)

一部の手続きとは、雇用保険の資格取得、喪失、転勤届、高年齢雇用継続基本給付金の支給申請、育児休業給付金の支給申請、労働保険徴収法の年度更新に関する申告書、健康保険と厚生年金保険の算定基礎届、月額変更届、賞与支払い届です。

雇用保険法教育訓練給付金の改正

(令和元年10月1日施行)

「特定一般教育訓練」とは、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象としており、具体的には、ITパスポート試験の対策講座などが該当します。給付率も40%(上限額10万円)となりました。



労働保険徴収法の改正

高年齢労働者の免除廃止

(令和2年4月1日施行)

これまで64歳以上の雇用保険被保険者は保険料が免除されていましたが、この制度が廃止されました。令和2年度の概算保険料からすべての方の雇用保険の保険料が徴収されるようになりました。

賃金請求権の消滅時効期間の見直し等労働基準法の改正

(令和2年4月1日施行)

民法の消滅時効の改正を受けて、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金(退職手当を除く。)の請求権の消滅時効期間を5年(当分の間3年)とされました。

民法の見直しに伴う改正

(令和2年4月1日施行)

令和2年4月1日に民法が改正されました。これに伴い、労働、社会保険の各法律でも改正が行われました。具体的には、「時効中断」という言葉が「時効の更新」に変更されたり、「時効の起算点」が明示されたりしました。

時効の中断 ⇒ 時効の更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/000591650.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12602000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu-Roudouseisakutantou/0000077686.pdf>

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/content/contents/000605995.pdf>

令和2年の労働関係法令の改正についてお知らせします

パートタイム労働法の改正

労働者派遣法の改正

(令和2年4月1日施行)

「働き方改革」の一つの柱である「同一労働同一賃金ルール」を実現する「パートタイム・有期雇用労働法」「労働者派遣法」が改正されました。

正社員と非正規社員の間にある不合理な待遇差をなくすための規定が整備されました。また、待遇差がある場合の内容・理由の説明が義務付けられました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11650000/000543670.pdf>

障害者雇用促進法の改正

「特別給付金」制度

(令和2年4月1日施行)

長い時間労働することが難しい障害者の方も働ける環境を広げるために、新たに「特別給付金」制度ができました。

週所定労働時間 20 時間未満の短時間で就労する一定の障害者を雇用する事業主に支給します。



<https://www.jeed.go.jp/disability/q2k4vk000002sf8g-att/q2k4vk000002sh50.pdf>

健康保険法の改正

被扶養者認定要件の追加

(令和2年4月1日施行)

健康保険の認定要件に「国内居住要件」が追加されました。

今後は、健康保険の被扶養者となるためには、原則、日本国内に住所があることが必要になります。



<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200121.html>

職業安定法会施行規則の改正

労働関係法令違反事業場の求人不受理

(令和2年3月30日施行)

就職後のトラブルを未然に防止するために、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者からの求人については、公共職業安定所等では、受理しないことができることになりました。

障害者雇用促進法の改正

障害者法定雇用率の引上げ

(令和2年3月1日施行)

民間企業の法定雇用率が 2.2% から 2.3% に引き上げられます。対象となる事業主の範囲が、従業員 43.5 人以上に広がります。

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/000747909.pdf>

国民年金法の改正

第3号被保険者認定要件改正

(令和2年4月1日施行)

国民年金の第3号被保険者の認定要件にも「国内居住要件」が追加されました。

今後は、健康保険と同様、第3号被保険者となるためには、原則、日本国内に住所があることが必要になります。



<https://www.mhlw.go.jp/content/198-01.pdf>

職業安定法会施行規則の改正

労働関係法令違反事業場の求人不受理

(令和2年3月30日施行)

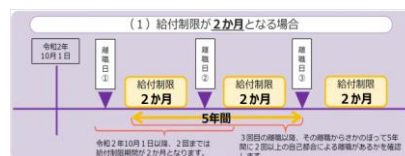
就職後のトラブルを未然に防止するために、一定の労働関係法令違反を繰り返す求人者からの求人については、公共職業安定所等では、受理しないことができることになりました。

雇用保険法の改正

給付制限期間の短縮

(令和2年10月1日から)

令和2年10月1日以降に離職された方は、正当な理由がない自己都合により退職した場合であっても、5年間のうち2回までは給付制限期間が2か月になりました。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602108.pdf>

<https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/content/contents/000676060.pdf>

令和2年の労働関係法令の改正についてお知らせします

特定化学物質障害予防規則 有機溶剤中毒予防規則改正 特殊健康診断項目の見直し

(令和2年4月1日施行)

ベンジジンやトリクロロエチレンなど特定各学物質や有機溶剤などの取扱業務従事者についての健康診断項目が発がんリスクや物質の特性に応じて見直しが行われ改正されました。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000673019.pdf>

特定化学物質障害予防規則の改正(金属アーク作業)

(令和3年4月1日施行)

金属アーク溶接作業において発生する溶接ヒュームが神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることから、特定化学物質に追加されました。金属アーク溶接作業を行う場合は、特殊健康診断や作業主者の資格など特定化学物質障害予防規則の規制管理が必要になります。



(屋内)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>

(屋外)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf>

労働者災害補償保険法の改正 複数事業労働者への労災保険 給付

(令和2年8月28日施行)

複数の会社で働いている労働者の方について、働いているすべての会社の賃金額を基に保険給付が行われようになり、すべての会社の業務上の負荷(労働時間やストレス等)を合わせて評価して労災認定されるようになりました。



<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>

THP 指針の改正

「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の改正

(令和2年4月1日施行)

従前の指針が健康診断結果で生活習慣上の課題を有する労働者の運動指導や保健指導がメインであったが、これを労働者全体を対象とした集団に対して活動を推進できるように、事業場の特性に応じた取り組みがされました。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000614985.pdf>

電離放射線障害防止規則の改正(令和3年4月1日施行)

「放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度が、1年間に150ミリシーベルトから5年間につき100ミリシーベルトおよび1年間に50ミリシーベルトに引き下げられました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620810.pdf>

パートタイム・有期雇用労働法の改正

中小企業者への改正法適用

(令和3年4月1日施行)

中小企業へのパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日からです! 「同一労働同一賃金ルール」と「不合理な待遇差の禁止」と「待遇差の説明義務」を守ることが中小企業にも必要になります。



改正パートタイム・有期雇用労働法 中小企業向けリーフレット

<https://kanarouki.or.jp/materials/161672288103901.pdf>

改正法リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000473038.pdf>

対応のための取組手順書

<https://www.mhlw.go.jp/content/000468444.pdf>

電離放射線障害防止規則の改正(令和3年4月1日施行)

「放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度が、1年間に150ミリシーベルトから5年間につき100ミリシーベルトおよび1年間に50ミリシーベルトに引き下げられました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620810.pdf>

労働安全衛生法の改正

健康診断の個人票や定期健康診断結果報告書の医師の署名

(令和2年8月28日施行)

健康診断、ストレスチェックに関する健康診断の個人票及び定期健康診断結果報告書等について、医師、歯科医師、産業医による押印、署名及び電子署名が不要となりました。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000673020.pdf>

令和2年の労働関係法令の改正についてお知らせします

建設業法の改正

「著しく短い工期の請負契約の禁止」

(令和2年10月1日施行)

工場事務所など建築工事を発注する企業は、建設業就業者の長時間労働の是正のために注文者として、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない旨が定められました。

建設工事発注者の皆さまに「著しく短い工期の請負契約の禁止」リーフレット

<https://kanarouki.or.jp/materials/161673627428001.pdf>

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について～著しく短い工期の禁止～

<https://www.mlit.go.jp/common/001365332.pdf>